

議案質疑

全議案に対する質疑は、3月11日に行われ、4人の議員が21項目に及ぶ質疑をしました。その主なものは次のとおりです。

筑西幹線道路に関する市と県の役割分担について

質疑 筑西幹線道路は、初め県が計画し、本市が整備しよ

うとしており、県がこれに一部かわるといふことである。そこで、次のことを尋ねたい。①どのような範囲を県が施工するのか、また市と県の役割分担及び所要額は。②県負担部の橋梁部分の整備が遅れている原因は何か。



筑西幹線道路（一本松・茂田線）

答弁

【土木部長】①筑西幹線道路の一部である一本松・茂田線のC区間においては、県道の筑西・つくば線から小貝川までの約1kmの場所の測量と用地買収をしている。県では、(仮称)小貝川の新橋ということを考えているようであり、橋長約204m、幅員が6.5×12m、暫定2車線の橋梁工事を施工する。現在予備設計を行っており、橋梁の形式、橋梁高、橋梁取り付け道路ののり幅を決定することにより、市が用地測量、境界立ち会い、用地買収を行う。C区間は市の負担となり、事業費は概算で9億5千万円であり、うち交付金及び合併特例債で9億円、市単独事業で5千万円となる。橋梁部約204mは県の負担となり、概算で20億円と聞いている。②橋梁については、まず、予備設計を行うことになっているが、予備設計の発注が遅れたとのことであるのでご理解賜りたい。

財政健全化計画や公債費負担適正化計画と市の実施計画との関連は

質疑

①市の実施計画は、財政健全化計画や公債費負担適正化計画に基づいて策定されているのか尋ねたい。②実施計画の中に「財政フレーム」があるが、その中

の歳入項目の市債には減収補てん債や臨時財政対策債が含まれているのか尋ねたい。③同じく歳出項目の公債費の中に、減収補てん債や臨時財政対策債の償還額が含まれているのか尋ねたい。

答弁

【企画部長】①実施計画には当然財政計画も含まれる。財政計画は、財政健全化計画や公債費負担適正化計画に基づき策定される。この財政計画のもと、向こう3カ年の事業について財源見通しを立て、事業計画の策定をするのが実施計画である。②実施計画の中の財政計画にある市債の借り入れには、減収補てん債や臨時財政対策債を見込み計上している。③歳出の公債費に減収補てん債や臨時財政対策債の償還費を見込み計上している。

質疑

実施計画の財政計画における計画期間中の財政予測の歳入において、「穏やかな景気回復基調に伴う個人・法人所得税の増加が見込まれる」と予測しているが、現状の経済情勢は悪化し、財政予測の内容に乖離が生じている。そこで次のことを尋ねたい。④実施計画の見直しがあるのかどうか。⑤実施計画の上位に位置づけられている財政健全化計画や公債費負担適正化計画の見直しがあるのか

どうか。

【答弁】

【企画部長】 ④実施計画は

昨年(2019年)の3月に策定をしたもので、その時点と現在とでは経済状況が大きく変化しているため、この3月で21年度から23年度における実施計画の変更を行っている。理想の実施計画の策定時は予算編成前であるが、現状は予算編成と同時に策定している。21年度予算額(349億円)と実施計画での予算額(322億円)には約27億円の乖離があるが、本市の適正な財政規模は320億円程度であり、また財政計画では繰入金6億5千万円であるが、予算では23億円計上(例年基金取り崩し)しているのが現状である。例年経常的経費の抑制ができないため予算規模の縮小ができない状態である。⑤今後の財政健全化計画や公債負担適正化計画については、特に財政健全化計画は21年度に終了するが、依然財政状況は厳しいため、引き続き計画の策定が必要と思われる。

後期高齢者医療制度の滞納繰越分の所得階層別の実態と資格証明書の発行状況は

【質疑】

①後期高齢者医療制度における滞納繰越金240万円の所得階層別の実態について尋ね

たい。②資格証明書発行状況について尋ねたい。

【答弁】

【健康増進部長】 ①2月現在

在の後期高齢者医療保険料の滞納については、1期からの未納者78名、2期からの未納者13名、3期からの未納者24名を含めた115名について、制度の説明と保険料の理解を得るために滞納者宅を訪問した。滞納者115名の所得階層別人数は、未申告者17名、所得ゼロの方が50名、50万円未満の方が14名、50万円以上100万円未満の方が14名、所得100万円以上の方が7名、200万円以上の方が8名、300万円以上の方が4名、500万円以上が1名である。訪問の結果、納付書が届いていても年金から天引きされているとの勘違いの方が多かった。今後も被保険者の事情を十分把握した上で、納め忘れを防止するためにも、訪問、電話等での対応等きめ細かな取り組みを行い、収納向上につなげていきたいと考えているので、ご理解賜りたい。②後期高齢者医療制度において、保険料を滞納している被保険者が納期限から1年を経過するまでに納付しない場合、滞納につき特別の事情があると認められる場合を除き資格証明書を発行する仕組みと

なっている。昨年の6月の政府与党決定において、高齢者が医療を受ける機会が損なわれないよう制度の改正が行われ、相当な収入があるのにもかかわらず保険料を納めない悪質者に限って資格証明書を発行することになった。特別な事情とは、高齢者医療確保令第4条で、「滞納被保険者又はその属する世帯の世帯主がその財産につき災害を受け又は盗難に遭った場合、滞納被保険者等がその事業の廃止、休止した場合収入が著しく減少した場合」等が認定する基準となっている。(保険料滞納期間が6カ月経過の場合短期被保険者証が発行され、1年以上滞納の場合資格証明書の発行となる)滞納被保険者については、個々の事情を十分把握した上で、被保険者の生活状況に応じたきめ細かい取り組みを行い、収納向上に努め、資格証明書を発行しないで済むように努力する所存である。また、短期被保険者証及び資格証明書については、県広域連合と連携を取りながら慎重に対応していくので、ご理解賜りたい。



市民病院の民営化に関する公募の内容は

【質疑】

①市と移譲先の民間病院との連携について尋ねたい。

②民間病院は不採算部門である救急医療、小児科や産科をやりたがらない。市は民間移譲しても高度医療、救急医療や2次医療も行うとしている。移譲された病院に市から補助金は出るのか尋ねたい。

【答弁】

【市民病院事務部長】 市民

病院の民営化に当たり、民間の医療機関では不採算部門を切り捨てられるという危惧については、その担保として、一つは、不採算部門及び2次救急医療を担っていただけの医療機関を選定するよう民間移譲先選考委員会の中で協議を要請している。二つは、その担保をするためには、医師会との連携、また市の方針等が反映できるようにような医療機関との連携体制を考えていくので、ご理解賜りたい。②不採算部門等を担っていた、多くの市からの補助金については、民間移譲先選考委員会の中でも検討事項に入っているが、現在検討中なので、まだ具体的に報告できる状況ではない。応募要項や移譲条件等がまとまり次第議会に報告するので、ご理解賜りたい。